

矢持住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 伊賀市霧生、伊賀市腰山、伊賀市諸木及び伊賀市福川(以下「矢持」という)地域内において、住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い矢持地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を矢持住民自治協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。
伊賀市腰山354番地 矢持地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は矢持地域内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域まちづくり計画の策定
- (2) 地域まちづくり計画に基づく事業の実施
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(構成会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 矢持地域に居住する住民
- (2) 矢持地域に住所を置く事業所
- (3) 矢持地域で活動する団体
- (4) その他会長が必要と認める者

第2章 役員

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長(区長会選出者) 1名
- (3) 副会長(会計を担当する者) 1名

(4) 参与(事業に必要な場合選出) 若干名

(5) 監事 2名

2 会長、副会長、参与及び監事は総会において選出する。

(役員の職務)

第8条 協議会の役員の職務は次のとおりとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するとともに担当業務を行う。

4 参与は、協議会の運営にあたり助言及び指導を行う。

5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

(役員の任期)

第9条 前条の役員の任期は2年とする。ただし、参与の任期は会長の任期中とする。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、総会、運営委員会及び委員会とする。

2 その他の会議は、必要に応じて会長が招集することができる。

(会議の開催及び運営)

第11条 会議は過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

2 会議は原則公開とする。

3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することとする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、役員、運営委員、各区・小場代表、事業所及び団体をもって構成する。

2 各区・小場代表、事業所及び団体の代議員数は、別途定める。

3 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または構成する委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

4 総会は会長が招集する。

5 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

6 総会は次の事項を決定する。

- (1) 地域まちづくり計画に関する事
- (2) 会長、副会長、参与及び監事の選出に関する事
- (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関する事
- (4) 協議会の規約の制定及び改訂に関する事
- (5) その他、重要事項に関する事

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、役員(監事を除く)、顧問、各区長・小場長及び第6条第1項第2号及び第3号の代表者のうち会長が必要と認める者により構成する。

- 2 顧問は、会長が学識経験者から選任する。
- 3 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する重要な事項を審議決定する。
- 4 運営委員会は、会長が召集する。
- 5 会長は、運営委員会の議長となる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(各種委員会)

第14条 地域まちづくり計画の改訂など計画算定に関することや事業推進に必要な場合、運営委員会の承認を得て委員会を設置することができる。なお委員会の委員は会長が選任し、運営委員会に報告するものとする。

第4章 会計及び監査

(会計)

第15条 協議会は、一般会計と地域活動支援事業特別会計・福祉事業特別会計をもって運営する。

- 2 協議会の運営に要する経費は、地域包括交付金、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。
- 3 会計処理を適正に執行するための規程は運営委員会に諮り、別に定める。
- 4 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第16条 監事は、監査結果を総会で報告し承認を得た場合は公表する。

第5章 事務局

(事務局の体制及び業務)

第17条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長(市民センター長)及び事務局員(市民センター職員)を配置する。
- 3 事務局長、事務局員は会長が選任し、運営委員会へ報告するものとする。
- 4 事務局長は、協議会の事務及び会計事務全般を統括する。
- 5 事務局員は、協議会の事務及び会計事務を担当する。
- 6 事務局は、協議会の運営状況等を地域住民に伝達するため広報紙を企画発行する。
- 7 事務局は、構成団体から依頼があった場合、構成団体の事務及び会計事務に関して支援を行うことができる。

第6章 雑則

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成17年3月4日から施行する。

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

平成22年5月25日一部改正

平成30年5月11日一部改正

令和5年5月19日一部改正

令和6年5月24日一部改正